奈良県告示第三百号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

令和六年十二月二十四日

奈良県知事 山 下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
芳本歯科医院	四	令和六年九月三十
柏井歯科医院	四層原市八木町一丁目五三八番三	令和六年十月十八
金田小児科医院	橿原市和田町一三—二	二日 二十
福井薬局	九大和郡山市下三橋町四四六一三	令和六年十月三十
橿原調剤薬局市役所前店	橿原市八木町一丁目七一三六	令和六年十月三十
神宮かがやき薬局	橿原市久米町六六〇一一	令和六年十月三十
スギ薬局橿原東店	橿原市五井町二一二—一	令和六年十月三十

(次頁に続く。)